

木島平村人権施策推進指針

(素案)

平成30年 月

木 島 平 村

目 次

I	はじめに		
1	指針策定の背景と趣旨	・・・	1～ 2
2	指針の位置づけ	・・・	2～ 3
3	計画の期間	・・・	3
4	基本目標	・・・	3～ 4
II	人権同和教育の推進方針		
1	あらゆる場における推進	・・・	5～ 7
2	村民の主体的な参加	・・・	7～ 9
III	課題別施策の推進		
1	同和問題	・・・	9～ 12
2	女性の人権	・・・	13
3	子どもの人権	・・・	13～ 14
4	高齢者の人権	・・・	14
5	障がい者の人権	・・・	14～ 16
6	外国人の人権	・・・	16～ 17
7	インターネット等による人権侵害	・・・	17～ 18
8	災害時の人権	・・・	18
9	さまざまな人権侵害に関する課題	・・・	18～ 19
IV	総合的かつ効果的な推進		
1	推進体制と職員研修の充実	・・・	20～ 21
2	関係機関等との連携・協力	・・・	21～ 22
3	広報・啓発活動	・・・	22
4	施策の推進による効果の測定	・・・	23～ 25
	【資料】		
1	木島平村人権擁護審議会委員名簿	・・・	26
2	指針策定までの経過	・・・	27
3	世界人権宣言	・・・	28～ 31
4	日本国憲法（抜粋）	・・・	32～ 35
5	木島平村人権尊重の村宣言	・・・	36

木島平村人権施策推進指針^(素案)

I はじめに

1 指針策定の背景と趣旨

「人権」は人間の尊厳に基づく固有の権利であり、日本国憲法において保障されているように、すべての人々は法の下に平等であって、政治的、経済的または社会的において差別されないと定められています。私たちが一人の人間として社会生活を送る際には、人は皆同じであるという基本認識にたったうえで、様々な文化、価値観、ライフスタイルなどの個性を認めあい、互いに尊重しあうことが大切です。人権問題は、基本的には人々の偏見や差別意識などによるものであり、こうした間違った意識を教育・啓発により解消していくことが問題解決への緊急の課題となっています。

木島平村では、同和問題（部落差別）をはじめあらゆる差別を撤廃し、平和で明るい木島平村の発展に寄与することを目的とした「木島平村人権擁護に関する条例」を平成7年に制定しました。

この条例の目的を総合的かつ計画的に達成するため、平成12年に「木島平村人権擁護に関する総合計画」を策定し、同和問題（部落差別）をはじめあらゆる差別に気付き、それを許さないという幅広い人権感覚を育て、人権が何よりも尊重される明るい村づくりを目指すための決意として表しました。

その後、平成17年には中高地区4市村（中野市、山ノ内町、野沢温泉村、木島平村）の共同による「中高地区人権に係る意識調査」及び「中高地区同和地区住民生活実態調査」を実施し、その結果を踏まえながら平成19年には「木島平村人権擁護に関する総合計画（改正版）」として総合計画の概要版を策定し、差別意識の解消を図るための取組を進めてきました。

しかしながら、全国的に少子高齢化が進行し、長引く経済の停滞、国際化、情報化の

進展等に伴い社会情勢が大きく変わる中、同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる差別、いじめ、虐待、性犯罪など「個人の尊厳」が侵害される事件が相次いで発生しています。更にはインターネットによる人権侵害、原子力発電所の事故に伴う偏見や差別など、人権問題はますます多様化して新たな人権問題も発生しています。このように社会情勢が大きく変化する中、本村においても、これまでの取組の中で積み上げられてきた成果と課題を生かしながら、すべての人の基本的人権を尊重した取組を引き続き推進していくことが必要となっています。

人権問題は「人間の尊厳」が侵害される状態であり、それぞれの当事者にとって深刻かつ重要な問題です。すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指して策定された「木島平村人権擁護に関する総合計画」は、改定された概要版が出されてから10年の節目を迎えました。その間、平成27年には中高地区4市町村共同による「中高地区人権に係る意識調査」及び「中高地区同和地区住民生活実態調査」が再び実施されました。また、国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月）／通称：障害者差別解消法」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（同6月）／通称：ヘイトスピーチ規制法」、「部落差別の解消の推進に関する法律（同12月）／通称：部落差別解消推進法」の3つの法律が施行されました。

これらを踏まえて、一人ひとりが人権課題を正しく理解し、同和問題（部落差別）をはじめとする差別を解消するため、人権施策のあり方について方向性を示す「木島平村人権施策推進指針」を策定することとしました。

2 指針の位置づけ

木島平村の人権施策を推進するための指針となる「木島平村人権施策推進指針」は、本村における人権施策の推進にあたり、人権尊重という視点から、何を大切にし、どのように施策を進めたらよいかを明らかにするためのものです。この指針は、人権施策を推進するために今後取り組むべき基本的な考え方や方向性を示したもので、現在行っている施策と整合性を図り、人権に関する諸施策を総合的かつ効果的に推進するための指針として位置付けています。

人権の世紀と言われる21世紀において、様々な人権・同和問題（部落差別）をはじめあらゆる差別の解消・解決に向けた取組を進めている中で、すべての村民が人権・同

和問題（部落差別）を自らの課題として受け止め、家庭や地域、学校、企業や職場等において、この指針をガイドラインとして活用し、人権が尊重される明るい村づくりの実現に向けて主体的かつ積極的に取組を推進するものです。

3 計画の期間

この指針の計画期間は、本年度を初年度として、平成38年度までの間とします。

ただし、期間内においても国、県等の動向を注視しながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 基本目標

「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において、幸福な生活を営むために欠くことのできない権利です。本村では、平成27年度からスタートした木島平村第6次総合振興計画において「これからの農村を生きる～みんなで楽しみをつくりだす村～」を将来像に掲げ、農村に暮らすことの誇りや愛着を醸成しながら、村民、地域と行政が一体となった活力ある村づくりを目指しています。

誰もが幸せを実感し、農村に暮らすことに誇りをもてる村づくりを進めるためには、村民一人ひとりが自らの権利を知り、同時に他人の権利も等しく尊重する環境を育んでいかなければなりません。互いの権利を認め合い尊重しあえる環境をつくることで、誰もがその人らしく生きることができるようになります。互いを思いやりながら、自分らしい暮らしを誰もが営んでいくことが肝要です。

このように、地域の中で互いに支え合う社会を実現するためには、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人にかかる重要な人権課題のほか、多様化・複雑化する新たな人権課題など、様々な課題の解決に向けた人権同和教育並びに啓発活動への取組が求められています。

この指針を通じて、村民一人ひとりが互いに理解し合い、共に手を取り合いながら、真に人権が尊重された村づくりを進めるため、「人権の村宣言」にうたわれている3項目を踏まえて、次のことを基本目標として人権施策を推進していきます。（別表1参照）

(別表 1)

3 つ の 基 本 目 標

潜在する差別 や偏見の解消	<p>日常生活に潜在する差別や偏見を解消するため、村民一人ひとりが人権・同和問題（部落差別）を身近なこととしてとらえ、「人権尊重」の意識を備えた人材の育成を図り、誰もが安全・安心に暮らせる村づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人権同和教育の推進体制を確立し、実践研修の確立に努めます。 ○ 差別や偏見を解消するため、人権感覚を備えた人材の育成に努めます。
正しい知識や 理解を深める	<p>人権・同和問題（部落差別）に対する正しい知識や理解を深めるため、ふれあいやつながりを通じて温かい人間関係を醸成する機会を大切にしながら、正しい知識や理解を深めることで、だれもが個性や能力を活かして、自分らしく生き生きと暮らせる村づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 心のふれあいを大切にした温かい人間関係の醸成に努めます。 ○ 人権・同和問題（部落差別）に対する正しい認識と、理解を深めるための人権同和教育・学習の確立に努めます。
多様な文化や 価値観を尊重	<p>家庭、地域、職場、学校などのあらゆる場で、効果的な人権・同和問題（部落差別）の学習と啓発を推進しながら、お互いの違いを認め合い、多様な文化や価値観を尊重し、共に暮らせる村づくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校、家庭、企業、地域社会等との連携を深め、より効果的な啓発活動に努めます。 ○ 村人権同和教育指導員兼人権啓発推進員による積極的な学習と啓発に努めます。

Ⅱ 人権同和教育の推進方針

1 あらゆる場における推進

私たちの身の回りには、同和問題（部落差別）をはじめとして様々な差別や偏見が根強く存在しています。差別のあらわれ方や特性は、それぞれ異なっていますが、人権が侵害されるという点で共通しています。一人ひとりの人権を尊重するために、自分自身が経験する辛さや痛みを通して、差別する恥ずかしさや、される悔しさなどの差別の実態を理解し、差別を一つひとつ無くしていくことが重要です。

人権意識を高めるためには、人権の意義や重要性が知識として身につくよう啓発をすることはもちろんのこと、日常生活の中で人権への配慮が現れるよう、家庭、地域社会、職場等あらゆる場を通じて、また、村民や各種団体等とも幅広く連携、共有しながら、さまざまな角度から人権同和教育・啓発活動を推進していきます。

(1) 保育園

幼児期から思いやりの心と優しい気持ちを育てていくことは、誰に対しても分け隔てなく接することができる人格を形成するうえで大切なことです。互いの人格を尊重しあい、いじめや差別を生まない人間関係を醸成するよう、幼児や保護者に向けて簡単で分かりやすい方法で人権同和教育を推進していきます。

(7) 集団の中で「あそび」を通して人とのふれあいによる心身の発達を促し、やさしさ、豊かな心、命の大切さなど、人に対する愛情と信頼感、人権を大切にす
る心を育てます。

(4) 子ども達は人権同和教育としての学習だけでなく、職員の言動や保育園の環境から知らず知らずのうちに人権感覚を身につけます。そのため、職員の資質向上に努めます。

(5) 保護者が子ども達の日常生活を通じて、思いやりの心や社会の基本的なルールなどを教えていくことが大切であることから、親子ともに人権感覚が身につくような機会の充実や情報の提供に努めます。

(2) 学 校

人が人権尊重の意識を形成していくためには、学校での人権同和教育が非常に大切です。人権尊重の精神に立った学校づくりは、学校における教育活動全体を通じて進めていかなければなりません。また、人権尊重の環境づくりは、教職員の日常的な言動の在り方や教職員と児童生徒の間、児童生徒同士の間の人間関係の在り方等によって形成されます。学校教育における人権同和教育の基盤づくりは、教職員一人ひとりの意識と努力により、取組めるものであることから、教職員の人権同和教育を推進していきます。

- (7) 史実に基づいた新しい部落史観をもって、教育の手法を確立し同和問題（部落差別）に対する意識の転換に努めます。
- (4) 人権・同和問題（部落差別）に対する正しい認識と理解を深め、人権尊重意識を高めるための人権同和教育の充実を図ります。

(3) 家 庭

家庭では、遊びやしつけ、家事や家族のふれあいなど、日常生活を通じて豊かな情操や思いやりの心、自立心などを育みながら、基本的な社会のルールを学びますが、命の尊重や人間の尊厳など、人権に関する基本的な学習の場としても重要な役割を果たしています。親子とともに人権感覚が身につくような学習機会の充実や情報提供に努め、家庭教育への支援を図ります。

- (7) 日常生活の中で人権・同和問題（部落差別）を「自分のこと」として理解し、態度や行動で表すことができるよう、参加しやすく効果的な学習機会の充実を図ります。
- (4) 相談窓口の情報提供や体制の整備など、家庭における人権同和教育を支援する取り組みの充実を図ります。

(4) 地 域

人権・同和問題（部落差別）を分かりやすく理解して、身近に感じていただくため、多くの村民が気軽に参加できる講演会や事業を実施し、また、外国人、障がいのある人、高齢者とふれあうことを通じて人権啓発を推進していきます。

- (7) 人権・同和問題（部落差別）に対する関心を高め、正しい認識を深めるとともに、地域住民の実態に即した人権同和教育の推進と効果的な啓発に努めます。
- (4) 社会人権同和教育専門指導員の養成及び資質の向上に努めます。

(5) 企業・職場

企業の経営者をはじめ、職場において従業員が人権尊重の意識を持って仕事にあたることにより、企業内の人権感覚が高まり、企業を取り巻く社会の人権尊重の意識を高めることができます。また、企業の社会的責任の中でも人権尊重は非常に重要であり、働きやすい職場環境を作るためにも、企業の社会的責任の意識を高めるため人権啓発を推進していきます。

- (7) 研修実施の要請とともに対象者に合わせた講師の紹介、研修教材の提供など様々な人権・同和問題（部落差別）の情報を共有し企業内における研修の支援に努めます。
- (4) 企業内における人権・同和問題（部落差別）の解決に向けて、より積極的に行動するために木島平村企業内人権教育推進協議会を通じ、各種講座研修会等へ呼びかけに努めます。

(6) 行 政

人権尊重の視点に立った行政を推進するためには、村職員が豊かな人権感覚を培い、村民の人権を守る視点に立って、職員自らが「人権尊重の村づくり」を実現するという自覚を持って業務を推進することが求められています。平成7年に制定された木島平村人権擁護に関する条例を受けて、人権施策を積極的、かつ、計画的に推進するため、副村長を本部長とした木島平村人権擁護施策推進本部を平成10年に庁内に設置しました。体系的に実施されている研修会はもとより、自らの業務に即した人権感覚を身に付けるよう職員の意識高揚に努めます。

- (7) 関係法令や県・村の条例等を周知するとともに、学習機会を保障する体制づくりの充実を図ります。
- (4) 誰もが気軽に参加できる内容の研修講座や学習会を計画し、人権・同和問題（部落差別）について正しく学ぶ学習機会を提供します。

2 村民の主体的な参加

人権・同和問題（部落差別）の解決に向けて、正しく理解するためには「あらゆる場を通じての人権同和教育及び啓発」を図る必要がありますが、何よりも村民が広く機会をとらえて主体的に参加することが大切です。

そのために、引き続き分館学習会等の機会を積極的に設けると共に、村民誰もが参

加しやすく、主体的に学ぶことができるように、分かりやすく、参加者の心に響き、実践につながるものになるよう内容の充実を図っていきます。

また、人権同和教育・啓発を推進するためには、身近なところで活動するリーダーの役割が重要です。各地区における学習会等の取組を踏まえ、人材が有効に活用されるような支援体制を充実し、主体的、能動的に人権・同和問題（部落差別）の解決に取り組む人材の育成を図っていきます。

(1) 学校人権同和教育の公開授業と懇談会

村内の小中学校、高校において持ち回りで公開授業と講演会を行い、PTA、議会議員、教育委員、各学校の人権教育担当教員、地区人権同和教育専門指導員、解放同盟村支部ほかの参加を得て、学社連携により学校における人権同和教育の推進に努めます。

(2) 学校人権同和教育懇談会

本村に赴任してきた新任教職員と解放同盟村支部との懇談会を開催し、意見交換の場を通じて相互の理解を深めることで人権意識の高揚に努めます。なお、今後は新任教職員のみにとどまらず、全教職員に対しても参加を働きかけ、更なる人権意識の高揚に努めます。

(3) 人権同和教育研修会

小学校PTAの主催による人権同和教育研究会を開催し、人権同和教育推進委員や人権同和教育の実践家による講話や現地研修等を行い、家庭や学校での人権同和教育の推進に努めます。

(4) 保・小・中・高担当者会（総合推進会議）

人権同和教育を指導する立場である教職員の人権同和教育に関する知識を深めるため、平成24年度から3年間実施した人権教育総合推進地域事業の実施内容を継続し、保・小・中・高の教職員が互いに教育的な情報を共有することで、異校種間の交流を日常的に行えるように人権意識の高揚と人権同和教育の推進に努めます。

(5) 社会人権同和教育研修講座

社会人権同和教育研修講座では、人権・同和問題（部落差別）について、学校の公開授業に合わせて、学校、地域、家庭それぞれの立場（村民・分館社会人権同和教育専門指導員・教職員を対象）の参加を得て実施していきます。講師の選定の際

には参加者が理解しやすく、かつ身近に感じられる内容で講師を選定しています。また、小中学校の全教職員へ参加要請し人権意識を高めるとともに学校教育現場へ反映できるよう取組に努めていきます。

(6) 分館人権同和教育学習会

人権同和教育が始まった頃と比べると現在では、同和問題（部落差別）についての学習内容が随分変化していることから、今まで学んだ部落差別の誤った知識や認識を正しく理解できるよう毎年内容を変えて学習会を開催し人権意識高揚に努めています。

これまでは、参加者が顔見知りで集まりやすい範囲の住民を対象として分館単位で人権同和学习会を開催し、大人を対象にした研修内容で進めてきました。しかしながら、子ども達の参加する地区もあることから、今後は子どもから大人までわかり易い資料やDVDを活用しながら、繰り返し学習会を開催していきます。

また、この学習会を通じて住民意識調査で明らかになったマイナスイメージの払拭に努めるとともに、学習会の未実施地区への働きかけを行い、人権意識の高揚に努めます。

Ⅲ 課題別施策の推進

社会には、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題が存在しますが、人権・同和問題（部落差別）を取り巻く社会環境の変化の中で、さらに新たな課題も生まれています。

また、国においては「障害者差別解消法（平成28年4月）」、「ヘイトスピーチ規制法（同6月）」、「部落差別解消推進法（同12月）」などが施行されました。

これらを踏まえて、次のとおり課題別の取組を推進していきます。

1 同和問題（部落差別）

同和問題（部落差別）は、日本の歴史的発展の過程で形成された身分階層構造に基づく差別によるもので、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活のうえで様々な差別を受けるなど、わが国固有の重大な人権問題です。

平成28年12月に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律（通称：部落差別解消法）」では、現在もなお部落差別が存在するとの認識のもと、部落差別を解消するための基本理念が定められるとともに、国と地方公共団体の責務が明らかにされ、相談体制の充実、教育及び啓発の推進、部落差別の実態に係る調査について定められ、理念法であるとはいえ、「部落差別の解消」を明言した初めての法律となりました。（新たな法律等（その1）参照）

本村においては、同和問題（部落差別）をはじめあらゆる差別に気付き、それを許さないという幅広い人権感覚を育て、人権が何よりも尊重される明るい村づくりを目指して人権施策を進めているところですが、平成27年度に住民意識調査として実施した「中高地区人権に係る意識調査」にける同和地区に対するマイナスイメージ（下品、こわい、不潔な、貧しい、怠け者）を持っている人の割合が23.1%で、平成17年度の結果23.0%とほぼ変わらない結果となりました。その中でも20～30歳代の若年層において同和地区に対するマイナスイメ

一ジが根強く残っているという結果になりました。また、同和地区出身者との結婚に対する否定的な考え方を持つ意見が多い事など、表層では見えにくい心理的な先入観が明らかになりました。

同和問題（部落差別）は、しばしば遠回しな表現を用いて伝えられることがありますが、携帯電話やインターネットの普及とともに掲示板等の機能を通じて、同和地区のマイナスイメージを助長する書き込みがあります。これらの悪意ある情報は、匿名による投稿が可能で、規制と言う歯止めないものもあり、利用頻度が高い若年層への影響を及ぼすことから、少なからずマイナスイメージが残っている要因と考えられます。

また、同和問題（部落差別）については、限られた人たちの問題だから「そっとしておけば差別はなくなる」という考え方があり、「知らない人にまで知らせると、逆に差別意識を目覚めさせてしまい、解決ができない」といわれることがあります。しかし、このように「寝た子を起こすな」という考え方で、差別は解消するのでしょうか。もし、同和問題（部落差別）について誤った知識を持っている人が他の人に話をすると、誤った情報が社会に広まってしまうことになり、差別の解消にならないばかりか、むしろ差別の容認につながり、差別を受けている人は差別がなくなるまで耐え続けなければなりません。

「自分は差別をしないし、されないので関係ない」という人もいますが、実際に差別をした人からは「自分は差別をする人間ではないと思っていたし、差別をしたつもりはなかった。」という言葉が聞かれます。無関心であったり、よく知らなかったりすると、社会の中の差別に気付かないばかりか、自分が差別をした当事者であることさえもわからなくなります。誰もがこうした差別の理不尽さに気づき、差別を受ける側の立場に立って、どうすれば部落差別がなくなるのか、どうすれば効果的な教育・啓発を行うことができるのかを考え具体的な行動をすることが大切です。

「知りたくない」と自分にとって不都合な現実から目をそむけていては、解決にはつながりません。現実の問題をきちんと社会全体で共有したうえで、差別をなくすための行動をとることが重要です。

<基本方針>

本村においては、部落差別解消法の趣旨を踏まえて、差別のない社会の実現に向

けて近隣市町村や関連団体と連携を図りながら、差別意識の解消に向けた取組を推進します。

【取組】

- ① 被差別部落に対するマイナスイメージの払拭に向けた取組に努めます。
- ② 同和問題（部落差別）を正しく理解するための啓発活動の推進を図ります。
- ③ 学校・家庭・企業・地域における学習機会の充実を図ります。
- ④ 被差別部落の歴史について調査研究を進めるとともに教材化を図ります。
- ⑤ 関係機関と連携・協力し、相談体制の充実を図ります。

○ 新たな法律等（その１）

部落差別解消推進法（平成28年12月16日施行）

インターネットの普及により、部落差別は拡大し、悪質化しています。また、匿名性を利用した、動画の配信や部落差別の横行、戸籍謄本等の不正取得事件、全国部落調査復刻版出版など、相次ぐ差別事件が発生しています。こうした背景の中で平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（通称：部落差別解消推進法）」は、理念法であるとはいえ、「部落差別の解消」を明言した初めての法律となりました。

全6条からなる「部落差別解消推進法」は、「部落差別」の存在を公式に認知した法律です。

第1条では「現在もなお部落差別が存在」することが明記されているとともに、部落差別は許されないものとの認識の下、部落差別のない社会を実現することを目的としています。また、同和対策審議会答申では、同和問題の解決を目的としていましたが、第2条では「部落差別を解消する必要性に対する国民一人ひとりの理解を深めることにより、部落差別のない社会の実現」を基本理念として定めています。さらに第3条では「部落差別の解消に関する施策を講ずる」ために国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。

第4条から第6条にかけて、「①相談体制の充実、②教育及び啓発の推進、③部落差別の実態に係る調査の実施」を定めています。

本村においても法の趣旨を踏まえながら、国県等と適切な連携を図りながら、本村の実情に応じた施策を講じることで、部落差別のない社会の実現に向けた取組を進めていきます。

2 女性の人権

男女平等の理念は、日本国憲法において明記されており、法制上も「男女雇用機会均等法」などにより、男女平等の原則が確立されています。平成11年には「男女雇用共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が21世紀における日本の重要課題のひとつに位置づけられました。しかしながら、男女の役割を固定的に捉える意識は、社会的に根強く残っており、このことが家庭や職場においてさまざまな差別、偏見を生む要因となっています。

<基本方針>

男女が互いの基本的人権を尊重し、対等な社会の構成員として、自らの持てる能力を発揮し、活躍できる社会を実現するため、男性と女性が性別によって差別され、役割を強制されることなく、男女が共にあらゆる分野に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会を実現するために、状況に応じた取組を進めます。

【取組】

- ① 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組を進めます。
- ② 男女共同参画社会のための意識づくりの推進を図ります。
- ③ 相談体制の充実と関係機関との連携を図ります。
- ④ 男女が働きやすい環境づくりを推進するための取組を進めます。

3 子どもの人権

子どもの人権問題は、社会経済状況や家族形態の変化等により、多様化、複雑化する傾向にあり、いじめ、暴力、虐待、インターネットによる誹謗中傷など、子どもを取り巻く環境はますます深刻になっています。

こうした状況を踏まえて、子どもの人権を守るためには、保育園、学校、家庭、地域、行政など地域全体で連携を図ることが大切です。

<基本方針>

子ども達が健やかに育つ環境づくりを進めるとともに、社会の一員として、偏見や差別によって人権被害を受けることのないよう、子どもの人権を尊重する取組を

進めます。

【取組】

- ① 児童虐待防止への取組を充実します。
- ② 相談支援体制の整備及び充実を図ります。
- ③ 子どもの人権を尊重する意識啓発を推進します。
- ④ 人権意識の基礎育成に向けた指導の充実を図ります。

4 高齢者の人権

少子高齢化が進む中で、家族やコミュニティのあり方が変容するのにつれて、高齢者の人権に関わる問題が顕著化しつつあります。援護を要する高齢者が的確なサービスを受けられなかったり、身体的・経済的な虐待に遭ったりするような事例もあり、問題が複雑かつ深刻化しています。

<基本方針>

高齢者が自らの意思に基づき、知識や経験を活かして、家庭や地域において積極的に役割を果たしていけるよう、高齢者一人ひとりの人権が尊重され、健康でいきいきと、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていける村づくりに努めます。

【取組】

- ① 自立・生きがいづくりを支援します。
- ② 高齢者虐待の予防・被害者支援を図ります。
- ③ 人権尊重という視点での福祉・介護サービスの充実を図ります。
- ④ 高齢者にやさしい村づくりを推進します。

5 障がい者の人権

障害をもつ者ともたない者とは平等に生活する社会を実現させる「ノーマライゼーション」の考え方に基づき、障がいのある人に対する正しい理解の促進、権利擁護、就労支援や社会参加、各種サービスの充実などが求められています。

<基本方針>

誰もが個人として尊重され、つながり合い、支え合える社会に向けて、意識の高揚や社会参加の促進を図ることで、障がい者が人権を侵害されることなく地域でいきいきと健やかに暮らせるための取組に努めます。

【取組】

- ① 障がいに対する正確な情報提供と正しい知識の普及を推進します。
- ② 障がいのある人の雇用・就労の支援と社会参加の促進に努めます。
- ③ 人権尊重という視点での福祉サービスの充実を図ります。
- ④ 障がいのある人にやさしい村づくりを推進します。
- ⑤ 社会福祉施設や養護学校等との交流を図り、児童生徒の人権感覚の育成に努めます。
- ⑥ 北信圏域に設置する障害者差別解消支援地域協議会に参画し、障害者差別解消のための啓発活動の推進を図ります。

○新たな法律等（その2）

障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）

平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称：障害者差別解消法）」では、障害のあるなしにかかわらず、すべての命は同じように大切であり、かけがえのないものとされ、一人ひとりの命の重さは、障害のあるなしによって、少しも変わることはないとしています。

このように当たり前の価値観を、改めて、社会全体で共有していくことが何よりも大切です。また、こうした取組の一步一步の積み重ねが、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら共に生きる社会（共生社会）の実現へつながっていきます。

この法律では、国や地方公共団体、事業者（会社や商店など）が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。また、国や地方公共団体、事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で事業者が対応すること「合理的配慮」の提供を求めています。

このように、合理的配慮を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指していますが、障害のある人とない人が実際に接し、係り合う機会を通じて、お互いに理解し合っていくことが「共生社会」の実現にとって大きな意味を持っています。

障害者差別解消法は、障害がある人の不当な取扱いを禁止し、個々のニーズに合った合理的配慮の提供を求めることによって障害による差別を解消しようとする法律です。教育の分野においては、近年考え方が広まってきたインクルーシブ教育（障害のある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人一人の教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、「通常の学級において」行う教育）を後押しするような効果も持っており、子ども一人ひとりが「障壁」を感じることなく生きていくために重要な動きとなったと言えます。

本村においても法の趣旨を踏まえながら、あらゆる人にとってお互いの違いを認め合い、共に生きていく社会の第一歩となるよう、国県等と適切な連携を図りながら、本村の実情に応じた施策を講じることで、差別のない社会の実現に向けた取組を進めます。

6 外国人の人権

近年、特定の民族や国籍の人々を日本国内から排除する差別的言動が、いわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めています。一人ひとりの人権が尊重され、豊かで安心して暮らせる社会の実現に向けてヘイトスピーチは許されるものではありません。

<基本方針>

異文化に対する理解を深めるとともに、国籍や文化、民族に対する偏見や差別をなくすため、それぞれがお互いを理解し合い、それぞれが持っている才能を社会に活用できるようにするなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育むための取り組みに努めます。

【取組】

- ① 外国に関わりのある幼児・児童・生徒への教育支援を図ります。
- ② 多文化共生・多文化理解の促進に努めます。
- ③ 外国籍村民に対する理解の促進に努めます。
- ④ 相談・支援体制の充実を図ります。

○ 新たな法律等（その3）

ヘイトスピーチ規制法（平成28年6月3日施行）

ヘイトスピーチとは、人種、国籍、思想、宗教、性的指向など変えることが難しい個人や集団の特質に基づいて、暴力や差別をあおる発言や行動のことです。

国際化がますます進む中、国においては国籍や民族などの違いを超えて互いの文化の差異を認め合い、対等な関係を築いて共に生きる多文化共生の地域づくりを推進しています。

平成28年6月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（通称：ヘイトスピーチ規制法）」は、日本に居住している外国出身者やその子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することを扇動するような言動の解消に取り組むことを定めた法律です。

本村においても、この法律の趣旨を踏まえながら、国際化にふさわしい人権意識を育てることを目指して、啓発冊子等の配布等を通じて外国人に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進していきます。

7 インターネット等による人権侵害

情報化社会が進む中で、新しい人権問題のひとつとして近年急速に普及したインターネット利用に起因する人権侵害があります。国内におけるインターネットの利用人口は年々増加し、日本でインターネットを利用している人の数は、平成27年末に1億46万人（総務省通信利用動向調査）で、人口普及率は83%となり、国民の10人に8人以上の人たちがインターネットを使っていることとなります。こうしたインターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉の侵害、差別を助長する表現や有害な情報の掲載など、気軽さから大人ばかりではなく青少年が加害者や被害者になる事件も発生しています。

<基本方針>

前述の状況を踏まえ、インターネットの利用について、特徴を正しく理解し、利用上のルールや情報モラル等について学習や啓発活動を推進し、人権に関わる様々な問題が発生しないように取組を進めます。

【取組】

- ① インターネットの正しい利用方法等について、家庭、学校、地域が一体となった啓発活動に取組めます。
- ② 青少年に対するフィルタリング機能の活用など、電子機器の適切な使用につ

いての学習・啓発活動を推進します。

8 災害時の人権

近年、東日本大震災など地震や風水害による自然災害が全国各地で発生し、多くの命を危険にさらし、苦しみや深い悲しみを被災者に与えています。災害時に被災者が仮設住宅等への居住を余儀なくされている様子などが報道機関を通じて伝えられていますが、その際に原子力発電所の事故の影響により避難先の小学校でいじめや差別を受けるなど、さまざまな災害は人権侵害と密接な関係にあります。

また、高齢者や障がい者、妊産婦、子ども、外国人など、「災害弱者」とされる人々は、災害発生時の避難や発生後の避難生活において、より多くの困難を抱えるため、特別な援助・配慮が必要になります。長期にわたる避難生活では、被災者のストレスが原因となり、いやがらせ、いじめなど、さまざまな人権侵害が発生する危険性が高まります。突然起こる災害に対しては、どういった問題が起き、どのような対応が必要になるのかを考え、日ごろから人と人とのつながりを意識し、正しい知識と思いやりの心を持つことが大切です。

<基本方針>

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等といった災害弱者への配慮をするとともに、村民が避難所での生活を余儀なくされる場合においても、人権が守られるとともにプライバシーが保てるような体制づくりの検討を進めます。

【取組】

- ① 災害弱者に対する正しい知識と思いやりの心の醸成に向けた取組に努めます。
- ② 被災者、被災地に対する差別や人権侵害を起ささないよう啓発活動を推進します。

9 さまざまな人権課題

近年、情報化の進展や価値観の多様化など、社会情勢の変化に伴って新たな課題が発生しています。こうした課題に対して、また今後浮上する課題に対して、より具

体的な対応策が求められています。

- ・患者等（H I V感染症、ハンセン病、肝炎、結核など）
- ・犯罪被害者等
- ・性的マイノリティ（性同一性障害、性的指向）
- ・婚外子
- ・先住民族（アイヌの人々）
- ・就労者の人権
- など

＜基本方針＞

新たな課題を含めさまざまな課題に対応するため、国県等や関係機関と連携を図りながら、支援策について検討していきます。

【取組】

- ① 関係機関等の連携を深め適切な体制作りの検討を進めます。
- ② さまざまな視点による啓発活動の推進を図ります。

IV 総合的かつ効果的な推進

本村では、人権尊重の理念を村が実施するすべての施策に共通する基本理念とし、役場組織による推進体制の強化、施策の総合的かつ効果的な推進等に努めるとともに、幅広い村民の参画のもとに「人権尊重の村づくり」を進めて行きます。

1 推進体制と職員研修の充実

(1) 推進体制の充実

① 推進組織の強化と連携、課題別プロジェクトの推進

人権施策を総合的かつ効果的に推進するため、役場内の関係課等で構成する「木島平村人権擁護施策推進本部」を設置し、緊密な連携のもとに取組を進めます。また、複数の分野にわたり横断的に取り組むべき課題に対しては、必要に応じてプロジェクトチームを設置し、施策を推進していきます。

② 推進状況の点検・評価

本方針の進捗状況を明らかにするため、木島平村人権擁護施策推進本部において関係課等及び関係機関と連絡・調整を図りながら、個別の分野ごとの人権施策の推進状況を総合的に検証します。また、推進状況の点検・評価にあたっては、意見を求めるために、学識経験者をはじめ、人権擁護に関わる関係者等をもって組織する「木島平村人権擁護審議会」を設置します。

(2) 職員研修の充実

人権教育や啓発を通じて村民の人権意識の高揚を図るためには、まず人権に関わりの深い特定の職業に従事する者(村職員、教職員など)が自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って業務を遂行していくことが重要です。

本村が人権施策を推進するにあたり、職員一人ひとりが人権尊重の視点のもとに行動することが求められていることから、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者に対して、相互の連携やネットワークを強化し、あらゆる研修の機会を通じて、人権教育・啓発の充実を図ります。

(ア) 村職員

公務員として必要な人権感覚を身に付け、一人ひとりが人権尊重の視点に立って職務が遂行できるよう努めます。

- ① 人権尊重の基本理念を職員研修の中に位置付け、継続して人権教育を実施します。
- ② 地域で開催される学習会への参加を促すとともに、地域住民のリーダーとしての意識向上に努めます。

(イ) 教職員等

日常的に自己の人権感覚を磨くとともに、学校、保育園などにおいては、子供の人権を尊重した教育活動や保育に努めます。

- ① 人権尊重の基本理念に基づいて、十分な認識と感性を身につけることができる実践的な指導力の向上を図ります。
- ② 正しい知識と判断力を身につけ、正しく人権同和教育ができるよう各種研修講座等への参加を要請します。

(ウ) 行政関係・教育関係に携わる関係者

村が事業等を委託している団体や指定管理者などに対しても同様に職員研修の充実を図るように指導します。

- 地域住民と密着しているため、人材教育研修の充実や啓発の推進に努めるとともに、地域社会での人材教育を推進していきます。

(エ) 保健・福祉関係者

- 人の生命や健康など、住民生活に関わる重要な役割を担っており、職務遂行上個人のプライバシーに関わる情報に触れることが多いことから、高い人権意識が必要です。出前講座や派遣研修の受入れなどを通じ、人権感覚高揚のための研修を推進しプライバシーに配慮した対応ができるように努めます。

2 関係機関及び団体等との連携・協力

本方針を実効あるものにするためには、国や県などの関係機関はもとより、関係団体や企業などとの連携と協力が必要です。

(1) 差別をなくす村民大会

関係機関・団体等の連携・協力により構成された実行委員会を組織して、同和問題（部落差別）をはじめとするあらゆる差別のない明るい村づくりを推進します。

(2) 独自の教材化

部落解放同盟村支部と連絡・調整を図りながら、誰もが人権・同和問題（部落差別）に関心を持ち、共感を呼び起こすことができるような新たな教材を開発し、人権意識の高揚のために活用します。

(3) 雪ん子人権子ども会

小中学生の人権教育を推進するために「雪ん子解放子ども会」として平成10年度から活動を開始し、その後「雪ん子人権子ども会」、及び「雪ん子人権子ども会推進委員会」と名称や組織を変更しながら活動を続けています。現在では村内の小中学校の児童・生徒全員が雪ん子人権子ども会の会員となっています。

各学校の代表委員により構成された雪ん子人権子ども会推進委員会の各委員を通じて、人権に対する学習を深めるとともに、学校や地域に広がるような活動を推進していきます。

3 広報・啓発活動

本指針の推進にあたっては、平成27年度に実施された「中高地区人権に係る意識調査」及び「中高地区同和地区住民生活実態調査」の結果を踏まえるとともに、人権・同和問題に係る関係法規を遵守することはもとより、新たに制定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の法律も踏まえて、村広報紙、有線テレビ放送（ふう太ネット木島平）、村公式ウェブサイトなどの様々な媒体を活用し、より村民に親しみやすく効果的な手法を取り入れる工夫をしながら、必要な情報を必要な人に届けられるよう、情報提供等の充実、強化に努めていきます。また、自己啓発につながる研修内容を用いた啓発や、様々な啓発媒体を積極的に活用していきます。

4 施策の推進による効果の測定

本指針に基づく人権施策の推進にあたっては、その効果を測定するため、平成17年度と平成27年度に住民アンケートとして実施した「中高地区人権に係る意識調査」及び「中高地区同和地区住民生活実態調査」の結果に基づき、次のとおり「目指すべき指標」を設定しました。なお、概ね10年ごとに同様な調査が実施されることを想定して記載しています。

【アンケート調査の概要】

実施年度	平成17年度	平成27年度
人口	4,559人	4,241人
調査対象	満20歳以上から無作為抽出	満18歳以上から無作為抽出
対象標本数	708票	704票
有効回収数	454票	427票
有効回収率	64.1%	60.7%

*人口は、各調査年度における8月1日現在の住民基本台帳による。

*有効回収率は、「(有効回収数) ÷ (対象標本数<発送数>) × 100%」で算出した。

(1) 人権同和教育・啓発活動の推進状況に関する指標

これまでに2回実施された住民アンケート調査の結果においては、人権や差別についての学習経験がある人ほど、人権意識が高い傾向にあることから、人権同和教育・啓発の推進状況を把握するために、次の項目を指標として記載の方向を目指します。

項目	結果 (平成17年度)	結果 (平成27年度)	目指すべき方向
地域や職場等での人権同和問題(部落差別)について、「学習や研修に参加したことがある」と回答した人の割合	65.0%	74.9%	 学習や研修等への参加者を増やす
木島平村に「人権擁護条例があることをまったく知らなかった」と回答した人の割合	32.6%	45.9%	 人権擁護条例を知らない人を減らす

(2) 人権意識に関する指標

人権侵害を受けやすい人に対する偏見をなくしていくことが、人権同和教育・啓発の重要な目的であることから、村民の人権意識に関する状況を把握するため、次の項目を指標として記載の方向を目指します。

① 差別意識に関する指標

項目	結果 (平成17年度)	結果 (平成27年度)	目指すべき方向
人権に対する考え方として「差別は、人間として恥ずべき行為のひとつである」と回答した人の割合	83.2 %	89.4 %	 差別は恥ずべきと考える人を増やす
無関心な人にも、「差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である」と回答した人の割合	66.4 %	77.9 %	 理解が必要だと考える人を増やす
部落差別については、「そっとしておけば、自然に差別はなくなる」と回答した人の割合	39.0 %	29.2 %	 そっとしておけばと考える人を減らす

② 課題別に関する指標

項目	結果 (平成17年度)	結果 (平成27年度)	目指すべき方向
同和問題（部落差別）で、同和地区に対してマイナスイメージを持っている人の割合	23.0 %	23.1 %	 マイナスイメージを持つ人を減らす
子どもの人権問題で、「親がしつけのため、子どもへ体罰をすることはやむを得ない」と回答している人の割合	31.6 %	22.3 %	 体罰はやむを得ないとする人を減らす

女性の人権問題で、「女性が責任のある役職に就くことに抵抗がない」と回答した人の割合	66.1 %	72.8 %	 女性の役職に抵抗のない人を増やす
高齢者の人権問題で、「高齢者がいつまでも元気で働くことは、若い人の職を奪うことになる」と回答した人の割合	13.4 %	13.1 %	 若い人の職場を失うと考える人を減らす
障がい者の人権問題で、「障がい者が暮らしやすい社会は、誰もが暮らしやすいと回答した人の割合	77.0 %	72.8 %	 誰もが暮らしやすいと考える人を増やす
外国人の人権問題で、「外国人にアパートを貸さない家主がいることは残念だ」と回答した人の割合	57.3 %	59.7 %	 特別扱いしないと考える人を増やす

資料1

木島平村人権擁護審議会委員名簿

役職	氏名	委嘱時の所属団体等・職名
会長	土屋喜久夫	村議会議員・民生文教常任委員長
副会長	山浦謙三	識見経験者・民生児童委員協議会長
	勝山正	村議会議員・民生文教常任副委員長
	大崎博	識見経験者・部落解放同盟木島平村支部長
	丸山一成	識見経験者・身体障害者福祉協会会長
	小野沢一成	識見経験者・企業内人権教育推進協議会長
	土屋静雄	識見経験者・手をつなぐ育成会長
	関光正	識見経験者・人権擁護委員
	高木ビクトリア	識見経験者・ふれんどりい☆ワールド代表
	山田美佳子	識見経験者・女性団体連絡協議会長
	山屋秀夫	識見経験者・木島平小学校長
	小林弘	木島平村教育長

(任期) H29. 6. 1～H31. 5. 31

資料 2

木島平村人権施策推進指針策定までの経過

年月日	策定経過	備考
平成29(2017)年 6月27日	第1回木島平村人権擁護審議委員会	委員委嘱、役員選出
7月1日から 12月28日まで	木島平村人権施策推進指針策定(案)に向けての草案作成	関係諸団体の意見聴取
平成30(2018)年 1月22日	木島平村人権擁護施策推進本部会	草案提出
1月23日から 1月30日まで	木島平村人権擁護推進施策推進本部委員会意見等集約	草案検討
1月31日から 2月9日まで	木島平村人権擁護推進施策推進本部幹事会意見等集約	草案検討
2月5日	第2回木島平村人権擁護審議会 ・人権施策推進指針(案)について	※諮問
2月5日から 2月23日まで	人権擁護審議会委員自宅審議	意見集約、修正等
2月28日	第3回木島平村人権擁護審議会	※審査
3月1日から 3月16日まで	パブリックコメント募集	
3月23日	木島平村人権擁護審議会(正副会長)	答申内容確認
3月27日	木島平村人権擁護審議会(正副会長)	※答申
	木島平村人権施策推進指針の公表	

資料 3**世界人権宣言**

[昭和23(1948)年12月10日第3回国際連合総会:採択]

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によつて人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、よつて、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によつて促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によつて確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たつて、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によつてのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であつて、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によつて宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

- 1 すべての人は、平和的な集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によつて表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によつて行われなければならない。

第 22 条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によつて補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

第 24 条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことを専ら目的として法律によつて定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

資料 4**日本国憲法（抜粋）**

前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第 3 章 国民の権利及び義務

〔国民たる要件〕

第 10 条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権〕

第 11 条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第 12 条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第 13 条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第 14 条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第 15 条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償〕

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

〔奴隸的拘束及び苦役の禁止〕

第 18 条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第 20 条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第 21 条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第 22 条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第 23 条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第 24 条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第 25 条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第 28 条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕

第 30 条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第 31 条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔逮捕の制約〕

第 33 条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

〔抑留及び拘禁の制約〕

第 34 条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければならない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔侵入、搜索及び押収の制約〕

第 35 条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第 36 条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

〔刑事被告人の権利〕

第 37 条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

第 38 条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔遡及処罰、二重処罰等の禁止〕

第 39 条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事補償〕

第 40 条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(略)

第 10 章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

資料5

人権尊重の村宣言

「ふれあい 気づき みんなとともに」

議決：平成15年12月12日

人はだれでも、ひとりひとりかけがえのない存在として尊重され、豊かに、健康で、そして幸せな生活をおくる権利をもっています。これを基本的人権といい、どんな理由があっても侵されるものではありません。

しかしながら、さまざまな差別や偏見によって、大切な人権が侵害され、心を痛めている人がいます。

みんなの笑顔と希望があふれる村を目指し、そして人権が尊重される村をつくるため、ここに木島平村を「人権尊重の村」とすることを宣言します。

- 一、私たち村民は、みんなで力をあわせ、人権が尊重される村をつくります。
- 一、私たち村民は、多くの人たちとふれあい、人とのつながりを大切にします。
- 一、私たち村民は、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場で人権を守ります。